

入札説明書

この入札説明書は、平成30年5月2日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道後志総合振興局長 勝木 雅嗣

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 小樽市道営住宅昇降機改善工事（最上団地1・3号棟）
- (2) 工事場所 小樽市
- (3) 工事期間 契約締結の日から平成30年12月20日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 発注工事に対応する平成29年北海道告示第16号又は平成30年北海道告示第12号に規定する機械器具設置工事の資格及び建設業法における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること

ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、競争参加資格確認申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

ク 過去15年間（平成12年度以降）に、元請けとして官公庁発注のEV工事の実績があること。

ケ 主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、コ及びサにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目

的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号に規定にする親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(4) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役（以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に(2)の書類を添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

ア 類似工事施工実績調書（過去15年度に元請けとしておこなった官公庁発注のEV工事の実績）

イ 上記工事に係る契約書の写し等（EV工事の履行が確認できる書類）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

エ 返信用封筒（表に申請書の申請者住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、簡易書留料金380円分の切手を貼付した長3号の封筒）

(3) 提出期間等

(7) 提出期間

平成30年5月2日（水）から平成30年5月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで、ただし最終日の平成30年5月11日（金）は午前12時までとする。

(4) 提出場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

（電話番号0136-23-2374 内線2487）

(ウ) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年5月18日(金)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成30年5月25日(金)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

8 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法

入札書は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

- (2) 入札書の提出期間等

支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

- (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下、「内訳書」という。)をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- (4) 開札場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局1号会議室

- (5) 開札日時

平成30年6月1日(金)午後1時00分

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとするものが契約を締結しないこととなるおそ

れがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格確認申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成30年5月2日（水）から平成30年5月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで、ただし最終日の平成30年5月11日（金）は午前12時までとする。

イ 閲覧場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成30年5月2日（水）から平成30年5月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで、ただし、持参の場合は最終日の平成30年5月11日（金）は午前12時までとする。

イ 受付場所

郵便番号044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成30年5月2日（水）から平成30年5月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで、ただし最終日の平成30年5月11日（金）は午前12時までとする。

イ 閲覧場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課

16 支払条件

(1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 部分払
部分払はしない。

17 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(10) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号0134-23-1327 内線2487）に照会すること。